

## 「第三セクター等指導調整指針」の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

当該指針に記載している会議の名称変更に伴って、形式的な変更を行うもの。

### 2 改正の内容

「第三セクター等指導調整指針」3（2）I中「行政改革推進本部」を「神奈川県働き方・行政改革推進本部」に改正する。

### 3 施行日

令和6年4月1日